

感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査票

送信先：福井県健康福祉部健康医療局保健予防課

F A X : 0 7 7 6 - 2 0 - 0 7 7 2 メール：iryousochi@pref.fukui.lg.jp

無床診療所用

様式 1

【前提】

改正感染症法により「新興感染症」（①新型インフルエンザ等感染症、②指定感染症、③新感染症が基本）の発生・まん延時に、医療提供体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、県は医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）や、検査機関、宿泊施設と協定を締結することとされました。国の方針としては、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナ対応を念頭に取り組みこととし、厚生労働大臣が新興感染症の発生を公表してから、①初動の体制として「流行初期」（当該公表後3か月まで）、②その後、新型コロナ対応の際の最大の体制を確保して「流行初期以降」（当該公表後4～6か月）に対応することとしております。

つきましては、これまでの新型コロナ対応の実績を踏まえ、上記国の方針も考慮した上で、今後、新興感染症が発生した際の対応見込みについて、以下の問いに回答いただきますようお願いいたします。

※新型コロナへの対応を念頭に協定を締結します。実際に発生・まん延した感染症が「事前の想定とは大きく異なる事態」となった場合は、その感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行います。

【記入に関する注意】

- ・網掛け箇所は記載必須項目です。網掛け箇所に空欄が残らない状態でご提出ください。
- ・今後の協定締結（今年度秋以降）を念頭に、現時点での見込数等についてご回答ください。
- ・原則として、本回答に基づき協定を締結する予定です。
- ・ただし、協定締結にあたっては、各医療機関と協定内容について事前に協議を予定しており、本回答によって協定の内容が確定するものではありません。

1 基本情報

(1) 医療機関種別

(2) 医療機関名称

(3) 医療機関所在地

(4) 担当部署

(5) 担当者氏名

(6) 電話番号

(7) F A X 番号

(8) メールアドレス

無床診療所
●●病院
福井市大手 3 - 1 7 - 1
感染症対策部
福井 太郎
0776-00-0000
0776-01-0000
iryousochi@pref.fukui.lg.jp

2 新型コロナ対応の実績

(1) 2022年（令和4年）12月以降、診療・検査医療機関の指定を受けていましたか【有・無】

有

(2) 新型コロナ対応において、自宅療養者等への対応（健康観察・診療医療機関としての対応や高齢者施設等への往診・派遣）を行いましたか【有・無】

有

(3) 新型コロナ対応において、他の医療機関等に医療従事者の派遣の協力を行ったことがありますか【有・無】

有

(4) 新型コロナ対応において、個人防護具を備蓄していましたか【有・無】

有

3 医療措置

① 発熱外来

発熱外来として対応可能な1日当たりの患者数の見込みについて、以下にご回答ください。あわせて、普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者）以外や小児の対応が可能かご回答ください。（単位：人/日）

項目	見込数	見込数		
	【流行初期】 (発生公表後1週間程度～3か月の間に実施)	(参考) 新型コロナ実績値 (2020年12月の診療・検査医療機関としての対応)	【流行初期以降】 (発生公表後4～6か月の間に実施)	(参考) 新型コロナ実績値 (2022年12月以降の診療・検査医療機関としての対応)
発熱外来患者数	5	5	15	15
検査（核酸検出検査）数 ※検体の採取のみを行い、分析を外部委託する場合は除く	5	5	15	15
普段から自院にかかっている患者（かかりつけ患者）以外を受入可否【○・×】	○			
小児の受入可否【○・×】	○			

県や県医師会等によって検体採取センター等が設置された場合、人材の派遣が可能かご回答ください。

項目	【流行初期】 (発生公表後1週間程度～3か月の間に実施)	【流行初期以降】 (発生公表後4～6か月の間に実施)	(参考) 新型コロナ実績
医師【○・×】	○	○	○
看護師【○・×】	×	○	○
その他【○・×】（職種： ）	×	×	×

【記入に関する注意：①発熱外来】

- ・流行初期（発生公表後1週間程度～3か月）の「（参考）新型コロナ実績値」は、新型コロナ発生後1年後（2020年12月）の外来対応数・検査数の実績値を参考としてご回答ください。
- ・流行初期以降（発生公表後4～6か月）の「（参考）新型コロナ実績値」は、新型コロナ対応で確保した最大の体制（2022年12月以降）の実績値を参考としてご回答ください。
- ・検査（核酸検出検査）数には、PCR法、LAMP法、TRC法、TMA法、NEAR法の検査数を回答ください。※抗原検査（定性、定量）は含みません。
- ・検査数は、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行う場合に、持続的に検査可能な最大の数を回答ください。※医療機関で検体の採取のみを行い、分析は外部に委託する場合は検査の実施能力に含みません。
- ・検体採取センターは、新型コロナ対応時に設置したものと同等のものを想定しており、患者の検体採取やその他補助的な業務に従事していただく予定です。
- ・「その他職種」については、具体的な職種の名称（薬剤師、臨床検査技師、業務調整員等）を「（職種： ）」に記載してください。

② 自宅療養者等への医療の提供

自宅療養者等への医療の提供が可能かどうか、以下にご回答ください。

項目	【流行初期】 (発生公表後1週間程度～3か月の間に実施)		【流行初期以降】 (発生公表後4～6か月の間に実施)		(参考) 新型コロナ実績	
	電話/オンライン診療	往診等	電話/オンライン診療	往診等	電話/オンライン診療	往診等
自宅療養者等への医療提供の可否 (○・×)	○	○	○	○	○	○
うち、自宅療養者対応 (○・×)	○	○	○	○	○	○
⇒かかりつけ患者以外の自宅療養者対応 (○・×)	○	○	○	○	○	○
うち、宿泊療養者対応 (○・×)	○	○	○	○	○	○
うち、高齢者施設対応 (○・×)	×	×	○	○	○	○
うち、障害者施設対応 (○・×)	×	×	○	○	○	○
1日に対応可能な自宅療養者等の人数	1	1	2	3	2	3

③ 自宅療養者等への健康観察の対応

自宅療養者等への健康観察が可能かどうか、以下にご回答ください。

項目	【流行初期】 (発生公表後1週間程度～3か月の間に実施)	【流行初期以降】 (発生公表後4～6か月の間に実施)	(参考) 新型コロナ実績
	健康観察の対応の可否 (○・×)	○	○
うち、自宅療養者対応 (○・×)	○	○	○
⇒かかりつけ患者以外の自宅療養者対応 (○・×)	○	○	○
うち、宿泊療養者対応 (○・×)	○	○	○
うち、高齢者施設対応 (○・×)	×	○	○
うち、障害者施設対応 (○・×)	○	○	○
1日に対応可能な健康観察の人数	2	5	5

【記入に関する注意：②自宅療養者等への医療の提供、③自宅療養者等への健康観察の対応】

- ・自宅療養者、宿泊療養者、高齢者施設および障害者施設について、医療提供（電話/オンライン診療）の可否および最大の対応可能人数をご回答ください。また、健康観察の可否をご回答ください。
- ・流行初期以降（発生公表後4～6か月）の対応可否について、新型コロナ対応で確保した最大値の体制（2022年12月以降）の実績を参考に回答ください。
- ・流行初期以降（発生公表後4～6か月）の対応を想定していますが、流行初期（発生公表後1週間程度～3か月）からの対応も可能な場合は御協力をお願いします。
- ・宿泊療養者は県等が設置する宿泊療養施設で療養する方を想定しています。
- ・高齢者施設は介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を想定しています。

④ 人材派遣

新興感染症発生・まん延時に、他の医療機関等に人材派遣が対応可能な人数の見込みについて、以下にご回答ください。

人材派遣の実施の可否 (○・×)	○
------------------	---

人材派遣対応ができない場合は、以下の記載は不要です。

(単位：人)

項目	見込数 【流行初期】 (発生公表後1週間程度～3 か月の間に対応)		見込数 【流行初期以降】 (発生公表後4～6か月の間 に対応)		(参考) 新型コロナ実績値	
		うち、県外派遣可能な人数		うち、県外派遣可能な人数	新型コロナ実績値	うち、県外に派遣した人数
感染症医療担当従事者として派遣可能な数	2	1	4	2	9	2
医師	1	1	2	1	3	1
看護師	1	0	2	1	5	1
その他(職種：)	0	0	0	0	1	0
感染症予防等業務対応関係者として派遣可能な数	3	0	5	0	5	0
医師	1	0	2	0	2	0
看護師	1	0	2	0	2	0
その他(職種：)	1	0	1	0	1	0

訓練・研修の実施・派遣参加	○
---------------	---

※自院で訓練・研修を実施、もしくは外部機関で実施する訓練・研修に派遣することを見込む場合(1年あたり1人以上)に○を記載してください。

【記入に関する注意：④人材派遣】

- ・人材派遣とは、新興感染症発生・まん延時に、派遣元の医療機関との雇用関係を維持したまま、知事の要請に基づき派遣を行うものを指します。具体的には以下の場合に対応する事務職を含めた医療関係者を想定しています。
 - 急速な感染拡大により、感染症対応に一定の知見があり、感染者の入院等の判断・調整を行う医師や看護師が不足する場合
 - 特定の医療機関において大規模クラスターが発生し、多数の医療従事者の欠勤が発生、診療体制の継続が難しい場合など、医療人材が局所的・臨時的に不足する場合
- ・他の入院医療機関等に期間中(流行初期(発生後1週間程度～3か月)または流行初期以降(発生公表後4～6か月))に1日以上派遣可能な実人数を回答してください。
- ・人数は重複して構いません。(例：感染症医療担当従事者かつ感染症予防等業務対応関係者の場合は、それぞれの項目に重複して人数を入力)
- ・「感染症医療担当従事者」とは、感染症患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者です。(病棟、外来の従事者を想定)
- ・「感染症予防等業務対応関係者」とは、感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保にかかる業務に従事する医師、看護師、その他の医療関係者です。(感染対策部門の従事者を想定)
- ・「その他職種」については、具体的な職種の名称(薬剤師、臨床検査技師、業務調整員等)を「(職種：)」に記載してください。
- ・「訓練・研修の実施・派遣参加」は、院内外を問わず、PPEを着用した診療・検体採取訓練や移送訓練等の感染症患者対応の訓練・研修の実施の見込みを回答ください。
- ・流行初期以降(発生公表後4～6か月)の対応を想定していますが、流行初期(発生後1週間程度～3か月)からの対応も可能な場合は御協力をお願いします。

⑤ 個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄の予定等について、以下にご回答ください。

項目	備蓄予定		(参考)
	〇か月分	〇枚	新型コロナ発生・まん延時の施設の消費量2か月分(単位:枚)
サージカルマスク	2	8,500	7,950
N95マスク	2	450	430
アイソレーションガウン	2	1,200	1,150
フェイスシールド	2	500	350
非滅菌手袋(双ではなく枚で記載)	2	64,000	58,000

【記入に関する注意：⑤個人防護具の備蓄】

- ・備蓄予定は「〇か月分」、「〇枚」いずれも回答ください。備蓄の予定がない場合「0」を記入してください。
- ・備蓄量は医療機関の使用量2か月分以上とすることを推奨します。（「2か月」については、感染の波による需要の急増と、輸入の途絶が同時に発生する場合に、需給が最も逼迫する期間として設定しています。）
- ・使用量2か月分を定める場合、特定の感染の波における使用量での2か月分ではなく、令和3年や令和4年を通じた平均的な使用量で2か月分を設定してください。
- ・N95マスクについては、DS2マスクでの代替も可能です。
- ・アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれます。
- ・フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能です。この場合において、ゴーグルは再利用が可能であり、有事におけるその医療機関での1日当たり使用量を備蓄することを推奨します。必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を確保しているのと同様なものとします。
- ・非滅菌手袋については双ではなく枚で記載することにご注意ください。（両手に着用する場合は2枚とカウント）

<参考> 1 診療所あたりの個人防護具の想定消費量(全国平均) >

	1週間	2か月
サージカルマスク	79枚	674枚
N95・DS2マスク	6枚	55枚
アイソレーションガウン	17枚	149枚
フェイスシールド	11枚	98枚
非滅菌手袋	272枚	2,332枚